

～ お父さん用 ～

ガイダンス～お子さんにとって望ましい話し合いにするために～

子どもにはどんな配慮をしたらいいのかわからないな。



調停では、何をどのように話し合えばいいのかな？

大阪家庭裁判所では、調停でご夫婦のことやお子さんのことを話し合われるにあたり、お子さんの成長や幸せを大切にしながら調停を進めていただくための、準備のガイダンスを設けています。このガイダンスを受講していただくことが問題解決につながると考えております。

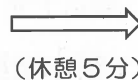
当日は、家庭裁判所調査官が、詳しくお話しします。

- 両親の離婚は、子どもの生活や気持ちにどう影響するのでしょうか。
- どうすれば子どもへの影響を減らせるのでしょうか。
- 子どもがいて離婚する場合、何を決めなければならないのでしょうか。
- 話し合いを進める上でどのようなことが必要になるのでしょうか（親自身が安定して話し合いを進めたり、子どもに配慮したりするためのヒントについてお話しします。）
- 調停手続とは、どのようなものなのでしょうか。

当日の流れ

<前半（約60分）>

講義（DVD視聴（基本説明編）を含む。）



<後半（約25分）>

DVD視聴（年代別説明編）

（休憩5分）

※ DVDは、最高裁判所のホームページでも動画配信されています。

裁判所トップページ>動画配信>ビデオ「子どもにとって望ましい話し合いとなるために」

http://www.courts.go.jp/video/hanashiai_video/index_woc.html



※ 後半のDVD（年代別説明編）をホームページから視聴される方は、前半のみの受講（約60分）でお帰りいただくことも可能です。前半のDVD（基本説明編）は、講義と一体のものとなっており、視聴済みの方にも再度視聴いただきますので、ご了承ください。

2021/2/12 印刷



～ お 父 さ ん 用 ～

※ 原則としてお子さんのいる方々には、(できるだけ第1回調停期日までに)ご参加いただくことにしています。実施日時のうちご都合の良い回を、お知らせください。

※ 事前のお申し込みが必要です。(午前の回は前日まで、午後の回は当日午前中まで)

お申し込み・お問合せ

<受付時間：平日(月～金)午前9時～午後5時>

06-6943-5611 (家事2部調査官室：当庁6階)

「ガイダンスの件です。」とお申し込みください。調停期日通知書に記載の事件番号(令和〇年(第)第〇号)をお知らせください。(事件番号が分からないと受付に時間を要します。)

※ 各回、定員に達し次第、締め切ります。

※ 調停が成立、不成立又は取下げとなった後は、ガイダンスには参加できません。

実施日時

1月17日(金)	10時	1月24日(金)	13時30分
1月30日(木)	10時	2月6日(木)	10時
2月12日(水)	10時	2月21日(金)	13時30分
3月6日(金)	10時	3月10日(火)	13時30分
3月19日(木)	13時30分	3月25日(水)	10時

※ 以降の日時についてはお問い合わせください。

※ 入庁時に所持品検査を実施していますので、時間に余裕を持ってお越しください。



※ 所要時間：約90分(前半のみの場合は約60分)

※ 持ち物：調停期日通知書(無くても可)

※ 実施場所：**大阪家庭裁判所1階小会議室**(変更の場合は申込みの際にお伝えします。)

※ 父母が顔を合わせることを避けるため、父の回と母の回を分けています。ガイダンスの内容は、いずれの回も同じです。互いの申込日時が知れることはありません。

■ 当日は、わかりやすいパンフレットや資料を用意しています。

■ 何人かの方で、一緒に受けていただきますが、当日、お名前をお呼びしたり、個別のご事情に触れるようなことは一切ありませんので、ご安心ください。プライバシー保護及び定員などの関係から、**ご本人と代理人弁護士以外の方(ご家族、お子さんやご友人など)**の受講はご遠慮いただいています。